

資料1

第2回 習志野市都市マスタープラン策定懇話会

注)現在の計画名称は「習志野市都市マスタープラン」であるが、都市計画分野のマスタープランであることを明確にするため、改訂後は「習志野市都市計画マスタープラン」と称する予定です。



0.はじめに

1. 改訂の視点

1-1. 都市計画マスタープランの改訂の視点

2. 改訂のポイント

2-1. 都市計画マスタープランの構成

2-2. 都市づくりの目標とまちづくりの方向性

2-3. 将来都市構造

2-4. 部門別の方針

3. その他

3-1. 地域別の方針の見直し方針

3-2. 都市計画マスタープランの改訂に向けたアンケートの実施

●本日の主な議題と今後の流れ

	開催時期	主な議題や概要
第2回策定懇話会	令和8年4月28日	●改訂の視点 ●改訂のポイント ①都市計画マスタープランの構成 ②都市づくりの目標とまちづくりの方向性 ③将来都市構造 ④部門別の方針 ●その他
若者世代を対象としたアンケート	令和8年5月	●若者世代を中心に都市計画マスタープランの改訂に向けたアンケートを実施
第3回策定懇話会	令和8年6月	●アンケート結果の概要 ●改訂のポイント ①部門別の方針 ②地域別の方針 ③都市計画マスタープランの実現に向けて ●都市計画マスタープラン(素案)
第4回策定懇話会	令和8年8月	●都市計画マスタープラン(素案)
パブリックコメント・地域別のまちづくり説明会		
第5回策定懇話会	令和9年2月	●都市計画マスタープラン(原案)

1. 改訂の視点

1-1. 都市計画マスタープランの改訂の視点

1. 改訂の視点

1-1. 都市計画マスタープランの改訂の視点

現在の都市マスタープラン(平成27年3月改訂)

人口減少・災害の激甚化等の
社会情勢の変化

まちづくり政策の
見直し・充実

習志野市基本構想および
基本計画の策定

現在の都市マスタープランの構成や地域区分は踏襲しつつ、以下の視点で改訂

●改訂の視点

1

習志野市基本構想・基本計画との整合

2

上位計画・関連計画との整合

3

都市整備状況等を踏まえた改訂

4

市民の意見を踏まえた改訂

5

国のまちづくり政策等を踏まえた改訂

2. 改訂のポイント

2-1. 都市計画マスタープランの構成

2-2. 都市づくりの目標とまちづくりの方向性

2-3. 将来都市構造

2-4. 部門別の方針

2.改訂のポイント

2-1. 都市計画マスタープランの構成

1

2

3

4

5

- 新たな習志野市基本構想・基本計画の策定やその他上位関連計画との整合を図るとともに、その他わかりやすい構成とするため、都市計画マスタープランの一部構成を見直しました。

旧：現行都市マスタープラン	新：都市計画マスタープラン改訂（案）
<u>序章 総論</u> 序－1 都市マスタープランの目的と役割 序－2 都市マスタープランの概要 <u>第1章 将来都市構造</u> 1－1 習志野市の現況と課題 1－2 都市づくりの目標 1－3 将来人口フレーム 1－4 将来都市構造 <u>第2章 部門別の方針</u> （小項目に変更なし） <u>第3章 地域別の方針</u> （小項目に変更なし） <u>第4章 都市マスタープランの実現に向けて</u> 4－1 都市マスタープランの実現化 4－2 協働型のまちづくりの推進	<u>序章 総論</u> <u>序－1 都市計画マスタープランとは</u> 序－2 都市計画マスタープランの役割 <u>序－3 都市計画マスタープランの位置付け</u> 序－4 都市計画マスタープランの概要 <u>第1章 将来都市構造</u> 1－1 習志野市の概況 <u>1－2 習志野市の都市課題</u> 1－3 都市づくりの目標 1－4 将来人口フレーム 1－5 将来都市構造 <u>第2章 部門別の方針</u> （小項目に変更なし） <u>第3章 地域別の方針</u> （小項目に変更なし） <u>第4章 都市マスタープランの実現に向けて</u> 4－1 都市マスタープランの実現化 <u>4－2 多様な主体との連携によるまちづくり</u> <u>4－3 都市計画制度等の戦略的かつ柔軟な活用</u>

2.改訂のポイント

1

2

3

4

5

2-2. 都市づくりの目標とまちづくりの方向性

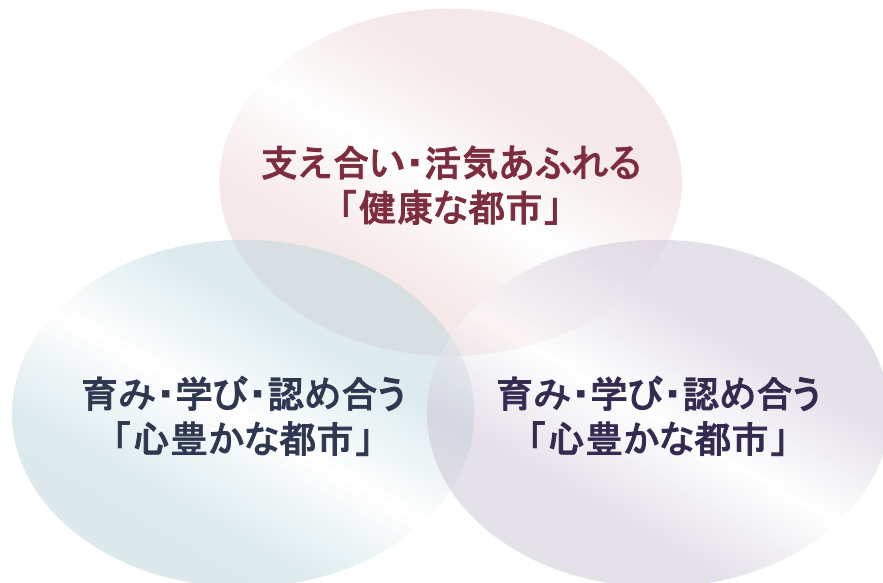
- 新たな習志野市基本構想・基本計画の策定を踏まえて、都市計画マスタープランにおける将来都市像と都市づくりの目標を見直すとともに、新たにまちづくりの方向性を位置付けました。

旧：現行都市マスタープラン

□将来都市像

未来のために ～みんながやさしさでつながるまち～
習志野

□都市づくりの目標



新：都市計画マスタープラン改訂(案)

□将来都市像

「多彩で豊かな交流が広がるまち 習志野」

□都市づくりの目標

＜＜まちづくりの基本的な考え方＞＞

- ◆「多彩で豊かな交流」を培います
- ◆「交流が広がるまち」を育みます

＜＜都市空間形成の基本的な考え方＞＞

- ◆コンパクトな生活圏の維持と形成
- ◆中心市街地の求心力向上
- ◆新習志野駅勢圏の活性化
- ◆自然景観を活用した魅力の創出

2.改訂のポイント

2-3. 将来都市構造

1

2

3

4

5

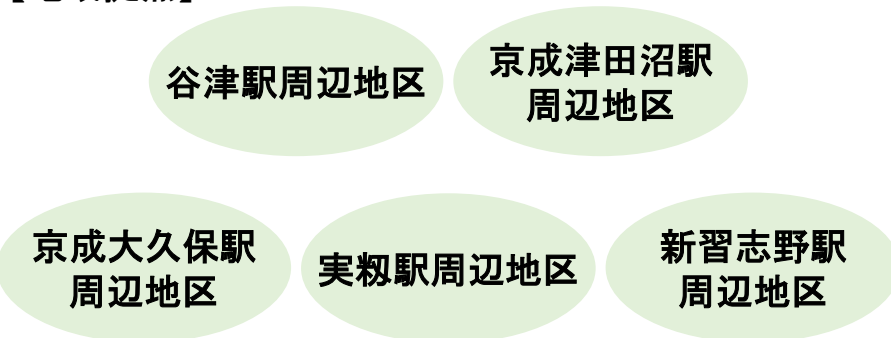
- 習志野市基本構想・基本計画における『新習志野駅勢圏』の位置付けや『京成津田沼駅周辺施設』、『新庁舎の整備』、『旧庁舎跡地での活用事業』等、近年での取組状況等を踏まえて、将来都市構造として位置付ける『拠点の考え方』について見直しました。

旧：現行都市マスタープラン

【広域拠点】

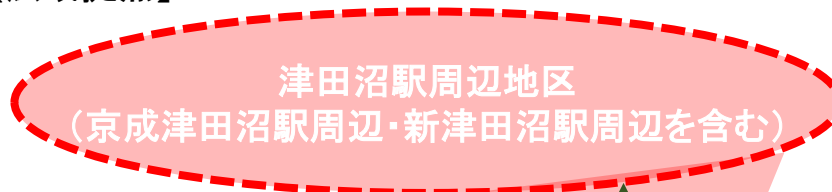


【地域拠点】



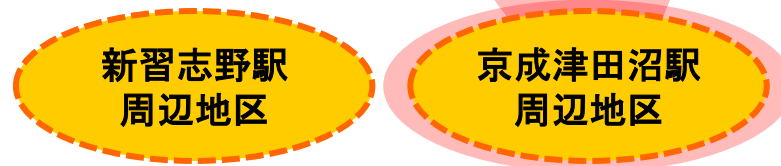
新：都市計画マスタープラン改訂(案)

【広域拠点】



連携強化

【地域拠点(都市サービス型)】



【地域拠点(生活サービス型)】



2.改訂のポイント

2-3. 将来都市構造 ※資料2を参照

1

2

3

4

5

- 習志野市基本構想・基本計画における『新習志野駅勢圏』の位置付けや『京成津田沼駅周辺施設』、『新庁舎の整備』、『旧庁舎跡地での活用事業』等、近年での取組状況等を踏まえて、将来都市構造として位置付ける『拠点の考え方』について見直しました。

広域拠点：津田沼駅周辺地区（京成津田沼駅周辺地区・新津田沼駅周辺地区を含む）

- 拠点性の高い商業・業務・サービス・文化等の高質な都市機能を集積し、都心居住機能を兼ね備えた、**活力と魅力があり回遊性の高い市街地が形成された広域交通結節点**となる地区のこと。
- 津田沼駅周辺地区は、多様な都市型ニーズに対応できる**商業・業務・医療・文化・サービス機能等と、交通結節・ネットワーク機能を有する広域拠点**として位置づけ。
- 京成津田沼駅周辺地区は、津田沼周辺地区・新津田沼周辺地区と近接しているほか、**本市の中核的な都市サービスを担う地区であることから、広域拠点の一部機能をけん引する地区**として位置付け。

地域拠点（都市サービス型）：京成津田沼駅周辺地区 / 新習志野駅周辺地区

- 京成津田沼駅周辺は、駅周辺施設と市役所周辺及び庁舎跡地等が一体となって**商業・業務機能や行政・文化機能及び防災拠点機能の集積する本市の中核的な都市サービス型の拠点**として位置付け。
- 新習志野駅周辺は、埋立地での**住宅地や産業集積地における都市活動の拠点**としての役割を担い、地域住民の日常生活をサポートする商業・業務・医療・サービス機能等の集積により、回遊性のさらなる充実を目指すとともに、千葉市側の幕張新都心エリアに連なる**広域的な商業・業務地等としての機能が集積する都市サービス型の拠点**として位置付け。

地域拠点（生活サービス型）：谷津駅周辺地区 / 京成大久保駅周辺地区 / 実籾駅周辺地区

- 地域住民や就業者等の利便性を高める様々な機能がコンパクトに集積した地区**として、各地域における特色を生かした地域拠点として位置付け。

2.改訂のポイント

2-3. 将来都市構造 ※資料2を参照

1

2

3

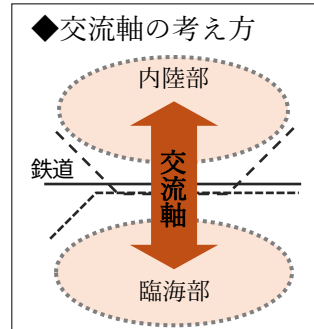
4

5

- 新たな習志野市基本構想・基本計画の策定や都市基盤の整備状況を踏まえて、将来都市構造として位置付ける『軸の考え方』について見直しました。

交流軸

- 市北部の既成市街地と市南部の埋立地を結びつける本市の中央部の「背骨」に位置し、鉄道3路線（JR総武本線、京成本線、京成千葉線）を高架で越える道路である都市計画道路3.3.3号藤崎茜浜線沿道を「交流軸」と位置付け。
- 藤崎森林公園（緑と水の拠点）、市役所周辺（防災拠点）、総合福祉センター（福祉拠点）、新習志野駅周辺、ウォーターフロント等を結ぶ、都市活動を支え都市の魅力を生み出す「軸」として位置付け。



交通軸

- 広域都市間をネットワークする自動車専用道路及び広域幹線道路と、市内および隣接都市をネットワークする幹線道路を配置する。

＜＜広域幹線道路＞＞

- ・(都)3・3・3号藤崎茜浜線
- ・(都)3・3・1号東習志野実籾線
- ・(都)3・3・15号東習志野八千代線
- ・(都)3・5・18号藤崎実籾線

＜＜幹線道路＞＞

- ・(都)3・3・2号津田沼駅前線
- ・(都)3・4・11号大久保鷺沼台線
- ・(都)3・4・8号菊田台谷津線
- ・(都)3・4・9号谷津鷺沼線

緑と水の軸：南北軸・東西軸

- 南北軸は、本市の最北東部から、市のほぼ中央部を縦貫し、海浜部まで続くハミングロードを緑と水の南北軸として位置付け。
- 東西軸は、東習志野ふれあい広場～実花緑地～実籾本郷公園～森林公園～津田沼駅～奏の杜～谷津干潟等を経て習志野緑地に至る主要な公園や駅を繋ぐルートを緑と水の東西軸として位置付け。

2.改訂のポイント

2-4. 部門別の方針

	概要
①土地利用方針	…都市づくりの目標で掲げた「将来都市像と都市づくりの目標」を踏まえて、「商業・業務地」、「住宅地」、「工業地」、「公共公益・文教ゾーン」、「公園・緑地」、「市街化調整区域」、「新市街地形成ゾーン」、「新習志野駅勢圏」に区分し方針を定める。
②道路・交通体系の方針	…安全で快適な道路環境の整備や体系的な交通網の形成を図るため、「道路体系」、「道路環境」、「駅前広場等」、「公共交通」、「自転車等駐車場」、「自動車駐車場」に区分し方針を定める
③下水道の方針	…生活環境の向上、広域的な公共用水域の水質保全、都市化による雨水の流出に対応した浸水防止等を図るうえで必要不可欠な下水道について、「高瀬処理区」、「津田沼処理区」、「印旛処理区」に区分し方針を定める。
④緑と水の方針	…市・市民・事業者が、自然の保護や緑化の推進に努め、文教住宅都市を支え、潤いのある生活環境を創出するための方針を定める。
⑤住宅・住環境の方針	…良好な居住環境の整備に努め、全ての人が安心して暮らすことができ、将来に渡っていつまでも住み続けたい都市の魅力を向上させるための方針を定める。
⑥都市防災の方針	…地域並びに市民の生命や財産等を災害から保護するとともに被害の軽減を図り、市民が安心して生活を送るための防災都市づくりについての方針を定める。
⑦都市景観の方針	…文教住宅都市として美しく風格のある市街地を形成し、潤いのある豊かな生活環境を創造するために、本市の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和を図るための都市景観の方針を定める。

2.改訂のポイント

2-4. 部門別の方針【①土地利用方針】

1

2

3

4

5

- 将来都市構造で位置付けた拠点の考え方や都市基盤の整備状況、その他直近での取組状況を踏まえて、『ウォーカブルな都市空間の形成』や『新習志野駅勢圏の活性化』等の視点から見直しました。

商業・業務地の基本的な考え方

- 津田沼駅周辺及び新津田沼駅周辺は、広域拠点として良好な民間開発を誘導し、**拠点性の高い商業・業務・サービス機能等の集積を図り、ウォーカブルな都市空間を形成**する。
- 京成津田沼駅周辺は、市役所周辺と連担した都市サービス型の地域拠点として、**商業機能・行政機能・コミュニティ機能を高め、賑わいのある都市空間を形成**する。
- 新習志野駅周辺は、地域の活性化や多くの人々が交流する地域づくりを先導する都市サービス型の地域拠点として、**まちの機能更新による回遊性の強化・商業機能・コミュニティ機能等を高め、賑わいのある都市空間を形成**する。
- その他の京成線の各駅周辺は、生活サービス型の地域拠点として、**日常生活に便利な商業地や交流のある商業地**を目指す。

工業地の基本的な考え方

- 本市の既存市街地は、産業及び産業環境を維持・保全していくため、基本的には、**今後とも工業地として位置づけ**。
- 産業構造等の変化の対応した土地利用転換については、既存産業集積への影響に十分に配慮しつつ、**適正な土地利用の誘導を検討**する。

2.改訂のポイント

2-4. 部門別の方針【①土地利用方針】

1

2

3

4

5

- 将来都市構造で位置付けた拠点の考え方や都市基盤の整備状況、その他直近での取組状況を踏まえて、『ウォーカブルな都市空間の形成』や『新習志野駅勢圏の活性化』等の視点から見直しました。

市街化調整区域の基本的な考え方

- 農地をまちの構成要素としてとらえるなかで、それぞれの地域の特性や周辺環境等に留意した計画的かつ秩序ある土地利用を図ることができるよう、地権者や営農者とともに将来のあるべき姿を検討する。
- 開発機運の高まりが見られる市街化調整区域については、地権者や営農者と共に地域の将来のあるべき姿を検討したうえで、計画的かつ秩序ある土地利用を図る。

新市街地形成ゾーンの基本的な考え方

- 新たな土地利用転換を図る地区においては、地権者の意向を尊重しながら、開発機運の高まりが見られる地区では必要な独自のルールを検討していく。
- 鷺沼地区では、土地区画整理事業による新たな市街地の整備が進められており、この事業により形成される新たな市街地で良好な土地利用を誘導するために、地区計画や独自のまちづくりガイドラインを定める。

新習志野駅勢圏の基本的な考え方

- 人口減少や高齢化率の上昇など、人口構造の変化によるマイナスの影響を最小限に食い止めるため、UR都市機構との連携による袖ヶ浦団地の再生事業をはじめ、既存の共同住宅ストックの再生を推進する。
- 新習志野駅の駅前広場の活用や新習志野駅周辺地区のまちづくりに係る将来構想の策定など、駅周辺の活性化に向けた新たな土地利用への転換の検討を進める。

2.改訂のポイント

2-4. 部門別の方針【②道路・交通体系の方針】

1

2

3

4

5

- 都市計画道路等の整備状況や市民意識調査、その他国のまちづくり施策等を踏まえて、『誰もが移動することができる環境整備』や『バリアフリー』等の視点から見直しました。

道路体系の基本的な考え方

- 市内の道路を、**広域幹線道路**、**幹線道路**、**補助幹線道路**、**生活道路**の4種類に区分し、それぞれの道路の役割に合わせた体系的な整備を図ることにより、交通種別に応じた自動車交通を、円滑に処理できる道路体系の構築を図る。

◆道路・交通体系の方針図

道路環境の基本的な考え方

- 誰もが様々な手段で**安全・快適・円滑に移動できる**道路環境の整備や維持管理を、それぞれの幹線道路や生活道路の実態に応じて対処する。

公共交通の基本的な考え方

- 公共交通は、**日常生活に密着した市民の足**であり、省エネルギー、交通混雑の解消、自動車公害の低減といった観点からも、その利用を促進する。
- 誰もが**利用しやすい公共交通網の実現**を図るため、鉄道とバス等の乗り継ぎ利便性を高めるとともに、**バリアフリー環境に配慮した施設整備**を促進する。



2.改訂のポイント

2-4. 部門別の方針【③下水道の方針】

1

2

3

4

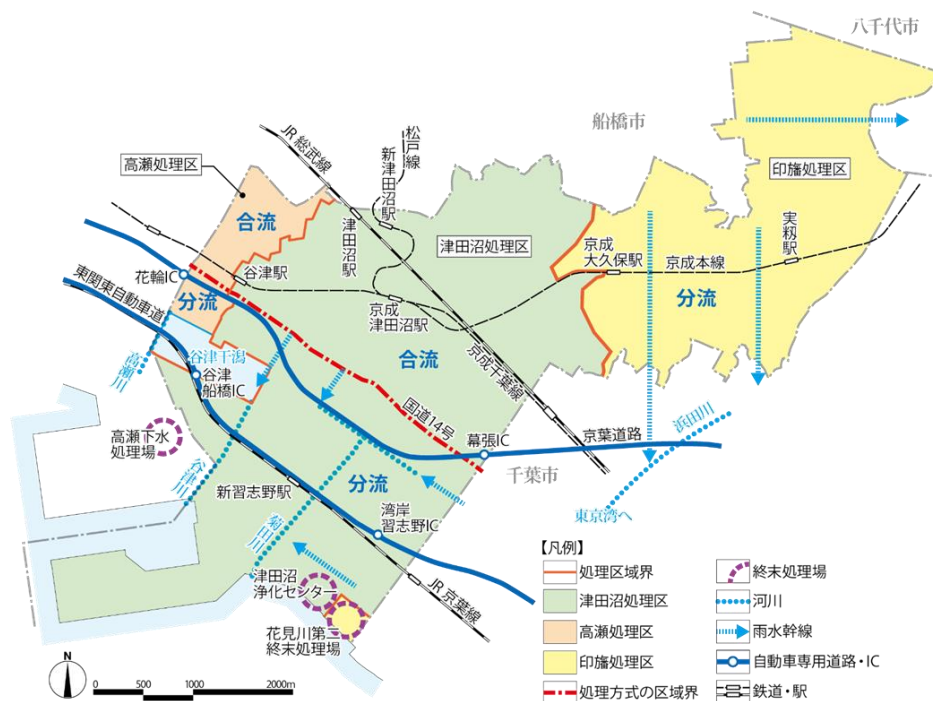
5

- 広域化や共同化にかかる計画を踏まえて、一部構成を見直しました。
- 関連計画の改訂状況や近年での取組状況等を踏まえて、『**広域化・共同化による施設の最適化**』等の視点から見直しました。

基本的な考え方

- 市民の生活環境の向上、水資源の確保、自然環境の保全など、広域的な公共用水域の保全を図るうえで必要不可欠な施設であり、**今後とも適切な整備・維持管理を図る。**
- 老朽化しつつある下水道施設の計画的な維持管理、整備・改築、災害時の避難所等の重要施設に接続する下水管路や中継ポンプ場の耐震化を進める。
- 処理場施設やポンプ場施設の適切な維持管理及び改築を実施するとともに、**広域化・共同化による施設の最適化**を図り、今後の**人口減少に備えた効率的な事業運営**について検討していく。

◆下水道方針図



2.改訂のポイント

2-4. 部門別の方針【④緑と水の方針】

1

2

3

4

5

- 緑の基本計画での位置付け等を踏まえて、都市全体の基本的な考え方を示すとともに、整備項目を再整理し7つの項目として見直しました。

基本的な考え方

【基本的な考え方】

- 『Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市づくり』に向けて、基本的な考え方を次のように設定する。

《地域の個性となる緑と水を守り、いかす》

- かけがえのない緑を財産として保全・継承するとともに、環境学習や良好な景観資源として活用を図る。

《緑と水の拠点を彩り、つなぐ》

- レクリエーションの場や防災拠点等となる身近な公園や緑地の適正な配置に努めるとともに、民間活力の活用や機能の向上と適正な管理に取り組み魅力の向上を図る。

- ハミングロードや緑道等を中心として、谷津干潟や東京湾沿岸部との緑の連続性を確保するとともに、移動の利便性、回遊性の向上を図る。

《身近な暮らしの緑をはぐくむ》

- 多くの市民が利用する鉄道駅周辺や公民館等の公共公益施設の緑化を推進する。
- 住宅接道部や工場外周部の緑化等、市民や事業者との協働により、地域特性に応じた緑化を促進する。

7つの整備方針

1 緑と水の軸の形成

2 まちの個性となる緑の拠点の整備

3 谷津干潟の保全と活用

4 地域の顔となる賑わいの拠点の形成

5 海浜レクリエーション空間の整備

6 緑豊かで特徴と個性のある都市環境の形成

7 緑地の防災機能による災害に備えた都市づくり

2.改訂のポイント

2-4. 部門別の方針【⑤住宅・住環境の方針】

1

2

3

4

5

- 習志野市基本構想・基本計画や関連計画、その他直近での取組状況を踏まえて、『多様な暮らし』や『住みたい・住みつづけたいと思える魅力づくり』等の視点から見直しました。

住宅供給の基本的な考え方

- 交通の利便性が高くコンパクトで暮らしやすい本市の特性を生かして、住まいの場として選ばれる多様な住宅の供給を誘導する。
- 子育て世帯を中心とする定住人口の確保などバランスの取れた人口構成を図るため、住みたい・住みつづけたいと思える魅力のあるまちづくりに向けて、地域特性に応じた住宅供給の誘導を図る。
- 老朽化した集合住宅の大規模改修や適正な管理計画作成を支援するとともに、地域貢献を伴う建替えに対する柔軟な都市計画制度の運用を検討する。

土地利用区分		居住機能拡充の方向
低層住宅地	既成市街地	・災害に対する安全性の向上 ・生活道路網の整備
	埋立地	・市街地の更新や建替え
中高層住宅地	既成市街地	・土地の有効利用
	埋立地	・集合住宅の大規模改修 ・都市計画制度の活用
中心商業・業務地及び地域商業地		・商業と居住機能の複合形態での誘導

住環境の基本的な考え方

- コンパクトで利便性の高い都市構造の維持とさらなる充実を図り、将来にわたり誰もが安全で安心して便利に暮らすことができるまちにする。
- 高齢者・障がいのある人、子育て世代(ベビーカー)の行動を妨げないようバリアフリー化の推進及びユニバーサルデザインの普及に努める。

2-4. 部門別の方針【⑥都市防災の方針】

1

2

3

4

5

- 都市計画マスタープランとして市域全体の都市防災を示すため一部構成を見直しました。
- 関連計画(立地適正化計画)や国のまちづくり施策等を踏まえて、『減災』や『事前復興』等の視点から見直しました。

基本的な考え方

- 建物や道路等の被害予測及び各種危険予測を踏まえて、**発災時の被害を最小限に抑えるための「減災」**の考え方を基本としたまちづくりを進める。
- 発災後、できるだけ早く日常生活や社会の活動を取り戻し、新たな安全な市街地を形成できるよう、**復旧・復興に向けて必要になる事前の取組**を進める。
- 災害リスクが懸念される地域では、**ハード対策とソフト対策による災害対策の強化**を図る。
- 市庁舎や消防庁舎、企業局舎は**防災拠点として機能強化**する。
- 緑地・空地を活用し、日ごろの備えまで多様な取り組みを展開し、防災機能の向上に努める。
- 防災関連施策と連携して、ハード・ソフトの面から**災害に備えた都市づくりを推進**する。

◆都市防災の方針図



2.改訂のポイント

2-4. 部門別の方針【⑦都市景観の方針】

1

2

3

4

5

- 習志野市基本構想・基本計画や関連計画、その他直近での取組状況を踏まえて、現行都市マスタープランを踏襲しつつ『ウォーカブルな都市空間の形成』等の視点から見直しました。

自然的・歴史的景観の基本的な考え方

- 自然的・歴史的資源は、**文教住宅都市を象徴する景観資源**として、今後とも**保護・保全を図るとともに、適切な利用に努める**。
- 顕著な自然的・歴史的資源に加えて、優良ながら知られていない景観を市民とともに発掘し、**それらの景観と新しい市街地景観が調和するまちづくり**を推進する。



人口景観の基本的な考え方

- 良好な都市基盤施設の景観は、周辺への波及効果も期待されることから、**景観に配慮した都市基盤施設の整備を推進する**。
- 市街地における景観は、建物や敷地単独ではなく、街の風景のつながりの中で形成されるものであることから、行政と市民等との協働体制を構築し、**それぞれの市街地特性に応じた街並み景観の形成を図る**。



3-1. 地域別の方針の見直し方針

谷津・谷津町・奏の杜地域

- ・奏の杜のまちびらきによる取組状況
- ・谷津駅南口地区地区計画による賑わいのある商業地の形成の推進 等

大久保・泉町・本大久保・花咲・屋敷地域

- ・プラッツ習志野の整備
- ・駅前商店街と大学との連携による取組 等

全地域に関連する内容

- ・習志野市基本構想・総合計画における位置付け
- ・アンケートの結果を踏まえた見直し

藤崎・津田沼・鷺沼・鷺沼台地域

- ・津田沼駅周辺地区の求心力向上
- ・市街化調整区域における幹線道路整備と沿道土地利用の誘導
- ・企業局舎の建て替え 等

東習志野・実籾・実籾本郷・新栄地域

- ・総合教育センターの再整備
- ・産業拠点の機能維持と周辺環境との調和 等

袖ヶ浦・秋津・香澄・茜浜・芝園地域

- ・新習志野駅勢圏での活性化の取組
- ・袖ヶ浦団地の再生
- ・緑と水の東西軸/南北軸の形成 等



地域別整備方針統括図(現行計画)

3.その他

3-2. 都市計画マスタープランの改訂に向けたアンケートの実施

	概要
目的	● 習志野市の将来を担う若者や働き世代、子育て世代を中心に、「いつまでも住み続けたい・習志野市に戻ってきたいまち」を目指し、本市の大切なものを抽出することを目的に調査を実施
対象	● 習志野市公式LINE登録者のうち、習志野市在住の20～30代
実施方法	● LINEからweb回答
実施期間	● 5月上旬～5月下旬まで(予定)
主な設問内容	● 住んでいる地域や日々の暮らしの「満足度」とまちづくりにおける「重要度」 ● 「いつまでも住み続けたいまち」として選ばれるためのイメージ ● 今後の「土地利用」について特に重要だと思う取組 ● 今後の「道路・交通体系」について特に重要だと思う取組 ● 今後の「都市防災」について特に重要だと思う取組 ● 習志野市で特に大切にしたい・好きなもの・自慢したいもの ● 新型コロナウイルス感染症の拡大前後の生活変化について 等

参考資料 新旧対照表の見方について

現行 P2 序章 総論	序ー1 都市マスタープランの目的と役割 1. 都市マスタープラン策定の目的 『習志野市都市マスタープラン』（以下、都市マスタープラン*という。）は、都市計画法第18条の2に規定された『市町村の都市計画に関する基本的な方針』*として、本市の自然、文化、産業等の特性を踏まえた上で、将来都市像と都市づくり*の目標を示すとともに、市民参加を基調としたまちづくり※の取り組みを明らかにしようとするものです。 ◇ 市町村の都市計画に関する基本的な方針 ◇ 第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。 3 市町村は、基本方針を定めたとき、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。 4 市町村が定めた都市計画は、基本方針に即しなくてはならない。 現行の都市マスタープラン 2. 都市マスタープランの役割 1) 都市整備分野の総合的方针 都市マスタープラン*は、本市の独自性を発揮した都市計画の基本的な方針であり、都市整備分野に関連する各行政計画や事業計画等の基本的かつ総合的な指針となるものです。 2) 市民協働型まちづくりの指針 都市マスタープラン*は、市民、市民活動団体、企業・学校及び市が手を携えながら、次の世代へ引き継ぐ住み良いまちづくり※を進める際の指針となるものです。	1. 都市計画マスタープランとは… 『習志野市都市計画マスタープラン』（以下、都市計画マスタープランという。）は、都市計画法第18条の2に規定された『市町村の都市計画に関する基本的な方針』として、本市の自然、文化、産業等の特性を踏まえた上で、将来都市像と都市づくり※の目標を示すとともに、市民参加を基調としたまちづくりの取り組みを明らかにしようとするものです。 本市は、まちづくりの基本的な考え方や方向性を示す「習志野市基本構想」を令和7年度に策定しました。また、基本構想を実現するための具体的な施策である「習志野市基本計画」や施策の実現に向けた個々の事業を「実施計画」として策定しています。この「習志野市基本構想・基本計画・実施計画」をまとめて「習志野市総合計画」と呼びます。【B】 都市計画マスタープランは、「習志野市総合計画」を踏まえた、本市の都市計画及び都市整備分野のマスタープランです。 ◆ 市町村の都市計画に関する基本的な方針 ◆ 《都市計画法》 第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。 3 市町村は、基本方針を定めたときは、《新》、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。 4 市町村が定めた都市計画は、基本方針に即しなくてはならない。 都市計画マスタープラン改訂案 （変更箇所は黄色ハッチで標記） 2. 都市計画マスタープランの役割 (1) 都市計画及び都市整備分野の総合的方针 都市計画マスタープランは、本市の独自性を発揮した都市計画の基本的な方針であり、都市整備分野に関連する各行政計画や事業計画等の基本的かつ総合的な指針となるものです。 (2) 市民協働型まちづくりの指針 都市計画マスタープランは、市民、市民活動団体、企業・学校及び市が手を携えながら、次の世代へ引き継ぐ住み良いまちづくり※を進める際の指針となるものです。 変更における考え方を記載→ ※印のことは、資料編の《用語集》（○ページ～○ページ）に解説があります。 ⇒計画書には用語の解説をつけます。	【B】 習志野市基本構想・基本計画の改訂版と整合性を図るために見直し
		7-9	